



飼養衛生管理マニュアルの作成について



飼養衛生管理基準の改正に伴い、令和4年2月1日までに農場ごとに「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、従業員や農場に出入りする関係者等に対して周知する必要があります。

マニュアルに記載しなければならない項目

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

いろいろ書かなくちゃ
いけないんだね！



添付の作成例を参考に、ご自分の農場にあったマニュアルの作成をしましょう！
作成に関してご不明な点がありましたら、いつでも当所までご連絡ください。

作成例については、当所のウェブサイトでもデータにて公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf5/kahodayori/h30-2.html>

または

「神奈川県県央家畜保健衛生所 家保だより」で検索！！

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷 3658

TEL 046-238-9111 ファクシミリ 046-238-9124

